

ケアマネジャー、工事業者の方への介護保険住宅改修の手引き（H20.9月より）

介護保険住宅改修（以下住宅改修）は、介護保険被保険者（以下被保険者）の心、身体、介護状況から重度化予防及び自立支援、介護負担軽減の一助として小規模な改修を行うものです。そして、原則として一住宅一被保険者につき住宅改修費の給付は18万円までとなっています。利用する際は、上記趣旨に沿った住宅改修かどうか、また優先度が高い住宅改修かどうかを、本人、家族、ケアマネジャー、工事業者等関係者がよく話し合い適切な住宅改修ができるようご協力ください。

1. 住宅改修費給付の対象者

大野城市の被保険者で要介護・要支援認定を受けている在宅の方

2. 改修する住宅先

介護保険被保険者証の住所地

3. 住宅改修項目 但し、工事を伴うものに限る

(ア) 手すりの取付け

(イ) 段差の解消

(ウ) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(エ) 引き戸等への扉の取替え

(オ) 洋式便器等への便器の取替え

(カ) その他ア～オに付帯する必要な工事

4. 住宅改修費保険給付限度額

18万円まで（最高で工事費20万円の9割相当分）

但し、転居した場合及び初回の工事から「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、給付限度額がリセットされます。

給付限度額に達するまで、複数回の申請可。

5. 手続きの流れ

(ア) 申請又は工事内容事前審査

必ず着工前に市へ事前審査の届出は必要です

(イ) 市の決定又は承認

(ウ) 工事着工

(エ) 工事完了

(オ) 被保険者が工事費の支払

(カ) 市へ住宅改修費の申請

(キ) 市から住宅改修費の支払

6. 申請方式 （原則どちらでも申請可能）

(ア) 償還払い方式...住宅改修着工前に市が事前審査を行い承認を受けたのち、工事を行い、被保険者が工事費を一旦全額自己負担する。その後、市へ住宅改修費を申請し、9割相当分を被保険者へ支給。

・申請する例

要介護認定の申請手続き中で、まだ要介護認定が決定していない場合

退院にあわせ住宅改修する場合

工事着工を急ぐ場合

(イ) 給付券方式...市に住宅改修費給付券を申請し、その交付を被保険者が受けたのち、工事を行い、被保険者は工事費の1割相当分を業者へ支払う(給付券発行までに約1週間必要)。その後、工事費の9割相当分を業者が市へ請求し、市が業者へ支払う。 給付券申請時までに市へ業者の登録届出書の提出が必要

・申請する例

被保険者が工事費の一時全額自己負担が困難な場合
介護保険被保険者証をお持ちの生活保護受給者の場合

7. 事前申請時の提出書類

(ア) 申請書(償還払い方式又は給付券方式)

(イ) { 住宅改修の承諾書 } 改修住宅が被保険者所有でない場合。但し、夫婦の場合は不要。

(ウ) 住宅改修が必要な理由書

居室サービス計画等の記載内容と重複する内容については、理由書への記載を省略しても構いません。その際は、居室サービス計画等を別途添付してください。

(エ) 理由書作成者の資格証明書の写し

他の介護サービス未利用で、担当のケアマネジャーがいない場合は、新たにケアマネジャーに依頼するか、その他福祉、保険・医療又は建築の専門家に作成してもらいます。具体的には、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者等となります。その際は、理由書作成費を支払いますので、別途市へ申請してください。

(オ) 工事箇所周辺の図面

(カ) 住宅改修前の写真(日付入り)

(キ) 工事内訳書(見積書)

改修箇所毎に番号をふり、図面、写真、内訳書で番号が合致するように記載してください。
写真には、工事完了後の取付等予定状態をボールペンで記載してください。

8. 住宅改修費請求時の提出書類

(ア) 工事完了届出書兼請求書(給付券方式の場合)又は申請書(償還払い方式の場合)

(イ) 領収書原本

(ウ) 住宅改修後の写真(日付入り) 7.事前申請時の提出書類と連番対応

(エ) { 住宅改修費給付券 } 給付券方式の場合のみ

領収書原本は受付印押印後、返却します。

住宅改修費振込口座は給付券方式の場合は業者口座、償還払い方式の場合は被保険者口座を記載してください。住宅改修費の支給は約1ヶ月後です。支給前に住宅改修費支給決定通知を送付します。

9. その他

住宅改修着工前又は着工中に被保険者が入院、又は死亡した場合、改修内容に変更が生じた場合は、必ず市へご連絡ください。手続き及び改修内容についてご不明な点は市へお問い合わせください。また、改修内容について疑問な点は、インターネットホームページ『介護保険情報BANK(<http://www.kaigobank.jp/>)』のQ&Aでも確認できますので、ご参考ください。

工事費が20万円を超える場合、介護保険補完事業として、『大野城市高齢者・障害者住宅改造費助成事業』があります。最高30万円までの助成ですが、所得要件等制限がありますので、詳細は担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・介護保険住宅改修 大野城市役所 介護サービス課 介護サービス担当 TEL(直通)092-580-1860
- ・大野城市高齢者・障害者住宅改造費助成事業
 - ・65歳以上の方 大野城市役所 健康長寿課 TEL(直通)092-501-2306
 - ・上記以外の障がい者手帳をお持ちの方 大野城市役所 福祉課 障がい者支援担当 TEL(直通)092-580-1853